



養父市がんばる若者応援給付金 受付開始

若者の地元定住を促進する 2025 年新規事業

2025年4月1日から、新規学卒者等（中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校等を卒業）に2年間で15万円を給付する、養父市がんばる若者応援給付金の受付を開始しました。

1 目的

地域の持続的発展と定住及び就業促進として、市内に居住し、事業所等に正規雇用で就業する、または自ら起業する新規学卒者等（中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校等を卒業）の若者を支援します。若者が地元企業に就職することを機に支援し、継続的な就労を推進します。また、地元で働き、生活基盤の確立とともに定住化を促進し、地域経済の成長を図ります。

2 対象者

中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校等を卒業した新規学卒者等で、市内に居住し、事業所等に正規雇用で就業又は自ら起業する者

3 対象要件

上記対象者で、給付金の交付申請をする地点で、次の各号のいずれにも該当する者

- ① 2024年度内に学校等を卒業した者
- ② 事業所等に正規雇用されている者又は自ら起業した者
- ③ 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- ④ 市税等を滞納していない者
- ⑤ 養父市暴力団排除条例等に該当していない者

※ 卒業年度の翌年度に1年目申請をしていない者は、翌々年度の2年目申請はできません。

4 給付額

- ① 一人あたり合計15万円（就労1年目5万円、就労2年目10万円）
条件を満たした時点後、2025年度中の初回申請時に「5万円」を給付。
さらに、継続して条件を満たしていれば、2026年度（翌年度）の申請時に「10万円」を給付。
- ② 給付は、対象者1人につき1回限り。
- ③ 指定金融機関口座に給付する。

5 申請方法

申請書は市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/shiminseikatsu/yabugurashi/12590.html>

申請書および下記の必要書類を添えて、2025年4月1日～2026年3月31日までにやぶぐらし・地方創生課窓口申請してください。

6 必要書類 ※1年目申請のみ記載

- ① 住民票
- ② 雇用証明書（様式第2号）
起業する者は法人登記簿謄本又は開業届出済証明書の写し。起業する者のうち、就農者は法人登記簿謄本、開業届出済証明書又は認定新規就農者制度の認定書の写し
- ③ 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

【問合せ】

市民生活部 やぶぐらし・地方創生課 課長 才木 哲郎 担当者 東 宏樹
電話 079-662-3172

養父市がんばる若者応援給付金のご案内

高等学校、大学、専門学校等を卒業した新規学卒者等で、市内に居住し、事業所等に正規雇用で就業又は自ら起業する若者を応援します。詳細は、担当課へお問合せください。

対象者	中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校等を卒業した新学卒者で、市内に居住し、事業所等に正規雇用で就業又は自ら起業する者
対象要件	上記対象者で、給付金を申請する時点で、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 令和6年度内 に学校等を卒業した者 (2) 事業所等に正規雇用されている者、自ら起業した者 (3) 交付申請日において、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者 (4) 市税等を滞納していない者 (5) 養父市暴力団排除条例等に該当していない者
給付額	① 1人あたり合計15万円（就労1年目5万円+就労2年目10万円） ・条件を満たした時点後、令和7年度中の初回申請時に「5万円」を給付 ・さらに、継続して条件を満たしていれば、令和8年度（翌年度）の申請時に「10万円」を給付 ②給付は、対象者1人につき1回限り ③指定金融機関口座に給付する
申請方法	・受付期間 令和7年4月1日～令和8年3月末日 まで ・申請書と必要書類の提出先 養父市役所 やぶぐらし・地方創生課
申請	1年目申請 養父市がんばる若者応援給付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、 令和7年4月1日～令和8年3月末日まで に市に提出 (1) 住民票 (2) 雇用証明書（様式第2号）起業する者は法人登記簿謄本又は開業届出済証明書の写し。起業した者のうち就農者は開業届出済証明書、法人登記簿謄本又は認定新規就農制度の認定書の写し (3) 最終学歴の卒業証明書または卒業証書の写し (4) その他、市長が必要と認める書類
	2年目申請 事業所等に継続して、正規雇用で就業しており、学校等を卒業した年度の翌々年度に2度目の給付金の交付を受けようとするときは、養父市がんばる若者応援給付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、 令和8年4月1日～令和9年3月末日までの間 に市に提出 (1) 住民票 (2) 雇用証明書（様式第2号）起業する者は、法人登記簿謄本又は事業を継続していることが確認できる書類 (3) その他、市長が必要と認める書類
(重要)	卒業年度の翌年度に1年目申請をしていない者は、翌々年度の2年目申請をできません。

養父市がんばる若者応援給付金の概要

補助対象者



中学校、高等学校、大学、専門学校等の新学卒者のうち、市内に居住し、事業所等に正規雇用で就業又は自ら起業、就農する者

正規雇用



起業



就農



市内在住・基準卒業年度内に学校等を卒業した新学卒者

準備

- ・若者応援給付金交付申請書への記入、住民票（世帯全員の記載）
- ・雇用証明書、開業届出済証明書、新規就農者制度認定証などの準備
- ・最終学歴卒業証明書又は卒業証書の写し（就労1年目の申請時のみ）

就労1年目

- ・申請期間 基準卒業年度の翌年度末までに申請
- ・交付決定後、給付金請求書を市に提出
- ・申請者の指定金融機関口座に振り込みされる

準備

- ・若者応援給付金交付申請書への記入、住民票（世帯全員の記載）
- ・雇用証明書、法人登記簿謄本などの準備

就労2年目

- ・就労1年目に交付を受けた者が、翌々年度も継続して就業していること
- ・申請期間 基準卒業年度の翌々年度末までに申請
- ・交付決定後、給付金請求書を市に提出
- ・申請者の指定金融機関口座に振り込みされる